

大牟田市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び大牟田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業（以下「福岡県移住支援事業」という。）において、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了して、本市へ移住した者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において大牟田市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することとする。

地方就職支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、別表第1に規定する条件不利地域等を除いた区域をいう。

(2) 移住 生活の拠点を本市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。

(3) 交通費 福岡県内の企業において実施される就職活動等に要した往復の公共交通機関の経費（実費）をいう。

(4) 移転費 本市への移住に要した費用のうち運送費（実費）をいう。

(交付対象者)

第3条 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たす者とする。

(交付金額)

第4条 地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる費用の区分において定める額とする。

(1) 交通費 2万2千円を上限として、1回に限り、実費にて支給する。
ただし、内定企業等から当該交通費の支給を受けている場合には、実費と内定企業等からの支給額との差額を支給するものとする。

(2) 移転費 11万3千5百円を上限として、1回に限り、実費にて支給するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 地方就職支援金の申請者 (以下「申請者」という。) は、地方就職支援金交付申請書 (様式第 1 号) 、内定先企業等による証明書 (様式第 2 号) 、卒業・修了証明書、交通費・移転費の領収書、及び本人確認書類並びに第 3 条の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容が適当と認めるときは、予算の範囲内で地方就職支援金の交付を決定し、大牟田市地方就職支援金交付決定通知書 (様式第 3 号。以下「交付決定通知書」という。) により通知するものとする。

なお、審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により交付ができない場合は、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 前条に規定する地方就職支援金の交付決定を受けた申請者 (以下「交付決定者」という。) は、要件の変更等の事由により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第 8 条 市長は、交付決定者に対して、申請から 3 か月以内に地方就職支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第 9 条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願 (様式第 4 号。以下「再交付願」という。) を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 10 条 市長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援事業における地方就職支援金の交付決定通知書 [再交付] (様式第 5 号) により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第 11 条 福岡県及び本市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(返還請求)

第12条 市長は、交付決定者が次に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、交付決定者の病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合。

(2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

(3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に本市へ転入しなかった場合。(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)

(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。(ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす福岡県内の別の企業等に就業する場合を除く)

(5) 転入から1年以内に、本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に、本市以外の市区町村に転出した場合。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和7年度に大学等を卒業・修了した後に移住した者から適用する。

別表第1（第2条関係）

都県名	条件不利地域等
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

別表第2（第3条関係）

移住等に関する要件

区分	要件
1 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。 ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。 (2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。
2 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、別表第3、1 就業先に関する要件を満たす企業等に就職が内定している場合も対象とする。 (2) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。 (3) 卒業後に別表3、1 就業先に関する要件を満たす法人等に就職し、転入日（住民票を移さずに転出していた者については就業開始日）から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。 (4) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
3 その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

	(3) 福岡県及び本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
--	---

別表第3（第3条関係）

就業に関する要件

区分	要件
1 就業先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 原則、勤務地が福岡県内に所在する企業等に別表第2、1 移住元に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就業していること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（大牟田市役所又は独立行政法人大牟田市立病院、第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 交通費においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
2 就業条件等に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 (2) 福岡県内を中心とした勤務を基本とする採用であること。 (3) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。 (4) 在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。